

令和4年度第1回東大阪市都市計画公聴会 記録

「東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の変更」について

- 1 とき 令和5年1月26日（木）
午後2時開会～午後2時25分

- 2 ところ 東大阪市役所本庁舎1階 多目的ホール
東大阪市荒本北一丁目1番1号

- 3 出席者
 - (1) 議長 東大阪市都市計画室 室長 毛登山 茂
 - (2) 公述聴取者 行政関係者
 - (3) 公述人 1名

東大阪市都市計画室

[開会]

【司会（杉本主任）】

それでは、ただ今から令和4年度第1回東大阪市都市計画公聴会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、東大阪市都市計画室主任の杉本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

公聴会の開会に当たりまして、いくつかご協力をお願いします。

まずはじめに、本日の公聴会の記録を残すため、録音と会場内の写真撮影をさせていただきますのでご了承ください。公述人、傍聴人による撮影や録音はご遠慮願います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してください。

開催中の飲食は禁止とさせていただきますけれども、水分補給をしていただくことは構いませんので、適宜ご対応願います。

また、この部屋では、不定期に庁内放送が流れることがございます。大変ご迷惑をおかけしますが、庁内放送の流れている間は、公述を中断していただくこととなりますことを、あらかじめご了承ください。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の進行につきましては、東大阪市都市計画室長の毛登山が議長として担当いたしますので、よろしくお願いいたします。

[公聴会に関する説明]

【議長（毛登山室長）】

本日はお忙しい中、お越しいただき、誠にありがとうございます。

議長を務めます、東大阪市都市計画室長の毛登山でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず、公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについて説明いたします。

公述の対象となります都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の原案については、パブリックコメント、都市計画審議会でのご意見を踏まえ作成してまいりました。

公聴会は、この原案について、公述人の方からご意見をお伺いし、これを踏まえて、都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の案を作成するために、都市計画法第16条及び都市再生特別措置法第81条の規定に基づいて開催するものでございます。

本日は、公述申出期間内に、申出いただきました1名の方にご意見を述べていただきます。

次に、今後の手続きについて説明いたします。

本日の公聴会の内容は、速記録として取りまとめます。

本日の速記録と公述意見に対する本市の考え方につきましては、後日になりますが、本市ウェブサイトに掲載いたします。

都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の案を東大阪市都市計画審議会に諮問する際に、本日の公聴会の記録と、公述意見に対する本市の考え方を資料として併せて配付いたします。

この都市計画審議会の議事を経て、都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の策定・公表の手續

きに移ることとなります。

続きまして、本日の公聴会の進行につきましてご説明いたします。お手元の次第をご覧ください。

この後、今回公述の申出をいただきました都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の原案の概要についてご説明いたします。この説明が終わりましたら、これら原案についての公述をお願いいたします。

公述は、先ほど受付でお渡ししました番号札でお呼びしますので、番号を呼ばれましたら、前方の演台までお越しいただきますようお願いいたします。

公述いただく内容につきましては、公述の申出の際にご提出いただきました要旨に沿って公述いただきますようお願いいたします。

公述いただく時間につきましては、既に通知の通り、30分以内とさせていただきます。必ずしも30分間公述していただく必要はございません。終了時間前に公述を終えていただいても結構でございます。

開始から25分経過しましたら、ベルを1回鳴らします。開始から30分経過しましたら、ベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了してください。

公述終了後は、元の席にお戻りください。

最後に、本日の公聴会は、法令の規定によりまして、都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の原案に対する意見を述べていただくものであり、質疑応答を行う場ではございません。

もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言や発声、あるいは拍手をするなどの行為などがあった場合は、東大阪市都市計画公聴会規則第16条の規定に基づきまして、この会場から退場していただく場合もございますので、ご注意ください。

それでは、公述に先立ちまして、その対象となります都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の原案の概要について、本市の担当者から説明させていただきます。

[東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の変更の説明]

【説明者（田島室次長）】

東大阪市都市計画室次長の田島でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。座って説明させていただきます。

東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の原案の概要について説明させていただきます。

都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2の規定に基づく、「本市の都市計画に関する基本的な方針」のことを指します。また、立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条に規定する計画であり、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化をめざすものです。

本市の都市計画はこれらの計画に即して計画されることとなります。

今回、都市計画マスタープランについては、策定から約10年が経過しており、策定後に生じた様々な社会情勢の変化や改定された上位計画等との整合を図るために見直しを行うものです。

この見直しに合わせ、激甚化・頻発化する自然災害に対応したまちづくりを進めるために、防災に関する事項を再検証し、都市計画マスタープランの見直しにあわせ、立地適正化計画についても変更を行

うものです。

以上が、都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の原案の概要でございます。

[公述人による公述]

【議長（毛登山室長）】

それでは、ただいまから、公述をお願いします。

番号1番の方は、前へお越してください。

よろしいでしょうか。それではお願いいたします。

【公述人A】（1番）

東大阪市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）について、以下のとおり、4個の意見を申しあげます。

意見その1 ウィルチェアスポーツ推進事業について。

ウィルチェアスポーツとは、車いすに乗って行うスポーツのことです。第6章に記された「ウィルチェアスポーツ推進事業」を削除してください。

この理由は次の4点です。

第1点目、インクルーシブについて。本都市計画には、「障害の有無や年齢、性別の違いにかかわらず誰もが共に楽しむことができる」と記しています。しかし、ウィルチェアスポーツは誰もができるものではありません。実際に参加できるのは、スポーツに興味があり、若くて、車いすを利用可能な、運動ができる人達です。このような、利用者が限定されている事業をインクルーシブなどと言えるわけがありません。この事業は、多様な障害者や高齢者のためを考慮して実施しているのではなく、ウィルチェアスポーツを愛好する人達に限定して実施しているのは明らかです。

第2点目、本市の考え方について。2022年12月28日に市が公表した、パブリックコメントに対する本市の考え方の意見ナンバー15では、本事業について、「人を呼び込み地域活性化を進めていく」と記しています。これでは、ウィルチェアスポーツを愛好する人達だけを呼び込むこととなります。また、ウィルチェアスポーツによって地域活性化になったという実感はありません。障害者や高齢者などに対しては、生活をする上での不自由さを取り除く施策が重要であって、ウィルチェアスポーツのような趣味・娯楽に関する事業は不要不急です。

第3点目、説明のすり替え。本都市計画におけるウィルチェアスポーツ推進事業の説明には、インクルーシブについて記されており、地域活性化については何も触れていません。これについてパブリックコメントにて意見ナンバー16を申し上げたところ、本市の考え方は意見ナンバー15と同様であると記され、その意見ナンバー15には地域活性化を進める趣旨の回答が記されていました。そこにインクルーシブに関する回答はありません。インクルーシブについて回答をすべきであるにも関わらず、地域活性化について回答をしています。説明をすり替えています。つまり、東大阪市役所は、障害者や高齢者に関するインクルーシブについて、本当は何も考えていない、ということです。

第4点目、SDGsについて。この事業はSDGsとは何の関係もありません。車いすやスポーツなどの参加条件があることから、参加できる市民と、参加できない市民とに分断しており、SDGsに反した

事業です。

意見その2 花園中央公園について。

第6章に記された花園中央公園にぎわい創出事業及び花園中央公園エリアの来訪者数を削除してください。この理由は次の2点です。

第1点目、民業の圧迫について。花園中央公園においてにぎわいを創出することは、東大阪市内の他所で発生する可能性のあった消費やにぎわいを消滅させることでもあります。東大阪市内の他所における民業を圧迫しており不当です。花園エキスポなどの公共事業で商業活動などをした、一部の業者だけが儲かることになっており、一過性であり、都市の魅力を高めるとは言えません。

第2点目：本市の考え方について。2022年12月28日に市が公表した、パブリックコメントに対する本市の考え方の意見ナンバー19には、都市の魅力を高める取組みについて「都市間競争に打ち勝つためにも重要」と記しています。この考え方は、他所での消費の消滅を積極的に是認・推奨しており、他の社会との調和をまったく考慮しておらず、SDGsに反した考え方です。

意見その3 目標と評価・見直しについて。

第6章の3. 目標と評価・見直しについて意見を申し上げます。昭和の時代は、目標というものは科学性や合理性の無い精神論であっても良かったのかもしれませんが、しかし、令和の日本では、目標というものは科学的な事実に基づき、合理的な判断の下で制御可能な手段を用いて達成可能であると目途を立てることができる到達点であるべきです。日本では、民間の企業の数が圧倒的に多数であり、公共機関は少ないです。民間企業においては、株主への説明をしたり、銀行などから融資などを得るため、科学的・合理的な事業計画を作成し、目標を立てます。つまり、日本国では、目標というものは、科学性・合理性が絶対に必要であるということで合意形成がなされています。しかし、3. 目標と評価・見直しに掲げられた項目や目標（2030年度末）の各値は、市役所の制御下に無い社会事業に対して、合理性の無い目標を掲げています。例えば、昼夜間人口比率は、東大阪市が高くなれば他のまちが低くなるため、日本国全体を考えた場合、単純に高ければ良いというものではありません。過疎地も考慮すべきです。東大阪市だけが良ければ良いとする考え方はSDGsに反しています。市町村などの役所が講じる施策では、長期的な人口の動向に影響を与えることはないと考えることが、これまでの歴史で得た知見であり、常識です。また、例えば、「東大阪市にずっと住み続けたいと回答する市民の割合」の目標が70%になっていますが、この目標の科学的・合理的な考え方が不明です。精神論で項目や目標を定めているとしか思えません。2022年12月28日に市が公表した、パブリックコメントへの本市の考え方の意見ナンバー22には、「第3次総合計画など既存の各種計画との整合性を取ることが重要である」という趣旨が記されています。このやり方は、これまでの計画の目標をコピーしただけであって、PDCAではありません。PDCAを実施するという方針なのですから、本都市計画の策定を機会として、既存の各種計画の目標のあり方についてSDGsに合致しているかどうかや、科学的・合理的であるかどうかなどを何度も立ち止まって考え検討し見直すべきです。

意見その4 ラグビー関連事業について。

本都市計画からラグビー関連の事業を削除してください。また、ラグビーのまち誘導区域を削除してください。この理由は次の6点です。

第1点目、本市の考え方について。2022年12月28日に市が公表した、パブリックコメントへの本市の考え方の意見ナンバー7には、「花園ラグビー場はラグビーW杯や高校ラグビーなどの開催により、

多くの人々が集まり、にぎわいをもたらす本市の特徴的な地域資源である」と記しています。多くの人々が集まるのかもしれませんが、それはラグビー愛好者の集まりです。そこで行われる人・モノ・情報の交流はラグビー愛好のためです。このようににぎわいを魅力的なまちと感じるのは、ラグビー愛好者だけです。ラグビーを愛好する一部の市民のために、ラグビーという趣味・娯楽のためのにぎわいを、本市の特徴的な地域資源とすることは、ラグビーを愛好しない市民を無視しており、不当です。

第2点目、利益誘導について。市役所がラグビーの普及啓発を行うことは、ラグビー愛好者やラグビー関係の業者への利益誘導になっています。ラグビー愛好者だけが有利になる事業を市役所が行うことは不当です。過疎地であれば、産業がほとんど無いのですから、特定の産業に対して役所が支援し、それによってにぎわいを創出することはあり得ます。しかし、東大阪市は過疎地ではなく都会です。趣味・娯楽は多様であり、それに関わる業者も多数存在します。どの産業においても、競合する業者は存在します。ラグビーに競合するのは、その他のスポーツ全般です。また、市民の余暇時間を奪うということから、文化系の趣味・娯楽とも競合します。競合する産業や業者などが存在するにも関わらず、市役所がラグビーに有利に取り計らうことは不当です。都会においては、趣味・娯楽によるにぎわいは役所が推進するものではなく、民間の自助努力によって行われるべきことです。

第3点目、内心の自由について。ラグビーとは、愛好をするための趣味・娯楽です。趣味・娯楽とは、市民個人の自由な内心により選択するべきものです。ラグビーの普及啓発を行うことは、ラグビーを愛好する方向へと市民の内心を誘導することになります。例えラグビーという趣味・娯楽であったとしても、市民の内心を一定の方向へと、市役所が誘導することは許されることではありません。ラグビーのまち東大阪を標榜することや、ラグビー選手の格好をしたトライクンを露出することは、言語的又は非言語的にラグビーに関心を持つように市民に働きかけることになっており、そしてそれがラグビーを愛好するよう誘導することになっており、市民の内心をないがしろにすることになっています。

第4点目、ラグビーの将来性について。ラグビーは、昭和という過去の時代の産物であり、新たな価値を創造することはありません。他の競技と比較して、ラグビーは人を楽しませる要素が低いことは明らかです。少子化の影響や趣味・娯楽の多様化により、今後、ラグビーが盛んになることはありません。東大阪市では、ラグビーへの公的支援が多いですが、ラグビーによって市全体が活性化したという思いはなく、日常生活が良くなったという思いもありません。これまでも、花園中央公園で市役所主催のイベントが実施されましたが、花園ラグビー場でラグビー観戦をする人の数は、晴天に恵まれ無料であったにも関わらず少なかったです。市役所からの支援が無ければラグビーの裾野が広がらず活性化しないということは、ラグビー自体に魅力が無いということです。魅力の無いラグビーを市役所が普及啓発をする必要はありません。

第5点目、市民の期待。第1章の3. 市民の意識に記された市民アンケート結果ではスポーツ活動が盛んなまちへの期待が低いことから、ラグビー関連事業を本都市計画に記載する価値はありません。

第6点目、SDG s との関係について。令和の日本において、SDG s は、日本国民に広く合意形成されています。役所が講じる全ての施策は、SDG s との合理的な関連性がなければなりません。しかし、ラグビー関連事業は、SDG s とは何の関係も無い事業です。SDG s と関係の無い施策が計画・実施されることは、不適切です。

以上です。

【議長（毛登山室長）】

お席にお戻りください。

[閉会]

【議長（毛登山室長）】

以上で、申出をいただきました公述は終了いたしました。

本日はお忙しいところ、貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

【司会（杉本主任）】

これもちまして、令和4年度第1回東大阪市都市計画公聴会を終了させていただきます。